

改正

平成26年11月20日要綱第142号

改正

令和2年9月18日要綱第223号

改正

令和7年4月8日要綱第193号

改正

令和8年6月5日要綱第183号

江戸川区地域公共交通活性化協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江戸川区が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する計画（以下「交通計画」という。）の策定及び実施並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、江戸川区内（以下「区内」という。）の各地域の需要に応じ、住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便を増進し、各地域の実情に即した輸送サービスの実施に関する事項その他区内公共交通の環境改善及び利便性向上に資する取組に必要な協議を行うため、江戸川区地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 交通計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 交通計画の実施に関する事項
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項（運賃及び料金に関しては第9条に規定する運賃協議会で協議を行う。）
- (5) 地域循環バス、端末交通等の地域の実情に即した輸送サービスに関する事項

(6) 公益財団法人日本デザインナンバー財団が交付する地方版図柄入りナンバープレート
の寄付金活用事業に対する助成金の活用等に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者の中から、江戸川区長（以下「区長」という。）が委嘱し、
又は任命する委員をもって構成する。

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

(3) 一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者

(4) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者

(5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその
指名する者

(6) 道路管理者

(7) 交通管理者

(8) 江戸川区民又は利用者を代表する者

(9) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者

(10) 学識経験者

(11) 江戸川区職員

(12) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

2 前項第1号から第5号まで及び第9号に規定する代表者等の指名する者が、当該指名時
に就いている職から別の職に変わるとき、又は当該組織に属さなくなるときは、当該代表者
等、は新たに委員とすべき者を指名するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第1号から第5号まで及び第9号の規定により代表者等が指名する委員は、前条第
2項の規定により当該代表者等の指名を受けなくなったときは、委員の身分を失うものと
する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計監事 1名
- (4) 検査員 1名

2 会長は、委員の中から、区長がこれを指名する。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長、会計監事及び検査員は、委員の中から、会長がこれを選任する。

5 副会長は、会長を補佐し、協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

6 会計監事は、協議会の経理を監査し、結果を会長に報告する。

7 検査員は、協議会の運営に必要な物品の購入、業務委託、請負等について検査し、結果を会長に報告する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、半数以上の委員（次項の委任による出席者を含む。）の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員（第3条第1項第10号に掲げる者を除く。）は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、同一の団体又は機関に属する者に会議への出席及び議決権の行使を委任することができる。

4 会議の議決は、出席した委員（前項の委任により議決権を行使する者を含む。）の3分の2以上の同意で決する。ただし、次に掲げる場合は、書面による議決を行うことができる。

(1) 緊急を要するとき。

(2) 会長が必要と認めるとき。

(3) 会議が書面開催によるとき。

5 会議は原則として、公開とする。ただし、次に掲げる協議については、非公開とすることができる。

(1) 江戸川区情報公開条例（平成13年3月江戸川区条例第19号）の規定により非公開としなければならない事項に関する協議

(2) 会議を公開することにより、事業者の事業運営に不利益が生じる可能性がある協議又

は公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議

(3) 書面開催による協議

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が非公開にすることが適当と認める協議

6 会議の議事録は原則として、公開とする。ただし、前項ただし書に規定する事項については、この限りでない。

7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が調った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃協議会)

第9条 協議会は、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等を定め、又は変更しようとする協議を行う際は、江戸川区地域公共交通運賃協議会（以下「運賃協議会」という。）を置くものとする。

2 運賃協議会の委員は、第3条第1項各号に掲げる委員のうち、同項第1号、第8号、第9号及び第11号に掲げるものからそれぞれ1名以上選出するものとする。

3 運賃協議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第11条 委員（第6条第3項の委任による出席者を含む。）は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、江戸川区都市開発部まちづくり調整課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、原則として協議会の運営に係る江戸川区予算で定める額をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年3月14日から施行する。

付 則 (平成26年11月20日要綱第142号)

この要綱は、平成26年11月20日から施行する。

付 則 (令和2年9月18日要綱第223号)

この要綱は、令和2年9月18日から施行する。

付 則 (令和7年4月8日要綱第193号)

この要綱は、令和7年4月8日から施行する。

付 則 (令和8年6月5日要綱第183号)

この要綱は、令和8年6月5日から施行する。